

令和8年度 京都市立七条中学校「学校いじめの防止等基本方針」

～全ての生徒がいきいきとした学校生活を送れるように～

Ⅰ 総則

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。初期段階のいじめや、解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条、京都市いじめの防止等取組指針（平成29年9月改訂）に基づき、本校のいじめ防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

いじめは、すべての生徒に関係する問題（※1）である。いじめの防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。また、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

※1 国立教育政策研究所の追跡調査では小4～中3の6年間で、9割程度の児童生徒がいじめに巻き込まれている（国立教育政策研究所『いじめ追跡調査2013-2015』平成28年6月）

2 いじめ対策委員会

[構成員] 学校長 教頭 生徒指導主事 教育相談主任 総合育成支援主任 補導主任
各学年主任 養護教諭 該当学級担任
スクールカウンセラー（場合によってはスクールソーシャルワーカーも参加）

[実施予定] 定例：月1回 臨時：随時

[内 容] ・各学年の生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を行い指導に活かす。
・定期的な未然防止対策・早期発見対策を勘案・検討し推進する。
・生徒指導委員会での情報交換に基づき、必要に応じて組織的な対応を検討し推進する。
・いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合は、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行い、いじめであると判断されたら「組織」で問題解決まで被害・加害双方に対し指導・支援を行う。

[周知方法] 年度初めの全校集会にて周知する。また、学校だよりでも周知する。

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめ未然防止のための取組

①学習環境の整備

- ・美しい学校を維持するためにも、全校で行う全校清掃に力を入れていく。
- ・掲示物や教室の装飾などに気を配り、ユニバーサルデザインの視点から環境づくりをすすめ、特別に配慮が必要な生徒を含むすべての生徒にとって、落ち着き安心できる居心地のいい場所になるよう努める。
- ・GIGAスクール構想に基づくICT環境の整備と共に、多様化する生徒の個に応じた学びの充実につなげる。

②主体的・対話的で深い学びの充実に向けた授業改善

- ・京都市独自の「教育課程指導計画(京都市スタンダード)」に基づく授業計画を作成し、「基礎的な学力」と「汎用的な(活用型)学力」のバランスのとれた学力向上を目指す。特に「アクティブラーニング」の手法を用いた授業形態を工夫する。各学年で指導すべき基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、すべての生徒の学習基盤の定着を図る。そのために日常的に学習規律(学びの作法)の確立に努め、生徒の特性を把握し、効果的な学習形態を工夫することで生徒が安心して学習に臨める環境づくりを行う。公開授業週間、校内授業研究日、支部授業研修会などを通じて生徒が自ら学ぶ授業の実現に努める。
- ・「生き方探究パスポート」の活用により学習状況やキャリア形成を見通し、振り返ることを通して自己理解を深めるようにする。
- ・「対話」をあらゆる場面で取り入れ、生徒同士・生徒と教職員・地域の人との関わりから、自分の考えを深め広げ、「自己理解」「他者理解」をすすめる。

③道徳教育・人権教育の充実、カリキュラムマネジメント

- ・生徒の道徳的実践力を育むため、道徳教育推進教師を中心に校内体制を確立し、保護者や地域の方々の参加・協力を得るなど、家庭や地域社会との共通理解、連携を深め、道徳の授業はもとより教育活動全体を通じて道徳教育の充実をはかる。そのためにこれまで行っている道徳の授業のカリキュラムを大切にしながらも、いじめの防止対策の基礎となる道徳的資質を培うため、生徒の発達段階に応じた教材を用い指導・啓発を行う。また、全教育活動を通して、生徒・保護者・地域とともに集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育む。
- ・学校教育のあらゆる場面で「命を大切にし、人権を尊重する心」を育む。
- ・人権学習プログラムの充実を図る。総合的な学習の時間を軸に特別活動・道徳・各教科を連動させ、カリキュラムマネジメントの視点で相互に効果を高め合うようにする。

④児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・職業体験やボランティア活動等の体験活動や教科・総合的な学習の時間、特別活動と道徳の時間との関連を図り、道徳的価値の自覚を深める指導の充実を図る。
- ・生徒会活動や生徒の主体的・自発的な活動を重視するとともに、集団生活や集団活動の楽しさを実感し、集団の一員としての役割を担い、責任を果たす中で、自分への自信を培い、自己有用感を高め自己実現につなげる指導を進める。

⑤児童生徒同士の絆づくり

- ・生徒自身が価値ある存在であり、自分自身を大切に思う「自尊感情」が感じ取れる心の居場所づくりの取組を進める。まず、温かい学級経営や教育活動を展開するためには、教職員の共通理解が不可欠である。教職員の何気ない言動が生徒を傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合もある。教職員は良きモデルとなり、慕われ、信頼されるように努める。また、授業をはじめ学校生活のあらゆる場面で、他者と関わる機会を工夫して、それぞれの違いを生かす仲間づくりを行う。また授業改善とセットで学級づくりを進め、自己の存在の必要性を意識できるよう協働的な学び「共創」をすすめる。合わせて教職員の温かい声かけや良いとこみつけを通信や掲示等で紹介するなど「認められた」「人の役に立った」という経験を通して自己有用感・自己肯定感の高揚につなげる。
- ・教職員が生徒指導上の実践上の4つの視点を取り入れ、定期的にチェックし、あらゆる場面で生徒の自己指導力が培われるようにする。

(2) いじめの早期発見、積極的認知のための取組

① 日常の児童生徒に関する理解と情報共有

- ・些細な兆候をキャッチするため、日常の生徒観察(朝の健康観察・朝学活・休み時間の様子など)や随時の教育相談、学級日誌や教科担任との情報交換などあらゆる機会を捉えて、変化に気づき、生徒の実態把握に努める。見える「行動」「言動」と合わせて表情などのノンバーバル(非言語)コミュニケーションにより一人一人の理解をより深めるようにする。問題のない「行動」であっても、ノンバーバルコミュニケーションでの捉えから心の変化をキャッチし、情報共有の一助とする。また、見える「行動」「言動」は、事象として処理するのではなく、その行動を起こす元になっている「感情」から捉え、根源からの解決を図るようにする。これらの情報を確実に共有し、分析し速やかに対応する。情報伝達・共有に関しては口頭だけでなくメモ等を活用して確実にいき、情報共有と生徒理解に偏りがないようにする。また、保護者や地域との連携を細かく丁寧に行い、学校とは違う場面での生徒の変化も早期に発見する。

② 児童生徒に対する定期的な調査

- ・日常の生徒観察に加えクラスマネジメントシート、「いじめ」についてのアンケートを複数回実施し、生徒の実態把握を多面的に行い、諸課題の早期発見に努める。また、結果から背景をさぐり、早期の支援・指導を行う。クラスマネジメントシートをいじめ対策委員会や学年・他学年の複数の目で分析活用し、危険信号といえるチェック項目の確認をする。この活用から生徒本人の表現が無くとも、アンテナを常時はれるように努める。

③ 上記調査等の結果の検証及び組織的な対処

- ・随時の教育相談はもちろんのこと年2回の教育相談週間を設定し、教育相談に向けてのアンケートを実施し、また、このアンケート等も踏まえ生徒を多面的に観察・理解できるツールを活用して構造的な面談の中で生徒の育ちや困りに傾聴し、ともに伸長・改善する方向を探る。様々な調査と①②を組み合わせ多面的にとらえることにより、深い理解と、保護者や地域、関係機関の支援が必要な場合は、学年・学校として協議し、適宜適量な支援・指導を行う。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

①基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるのかを十分認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合には「早期対応」が重要である。以下は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

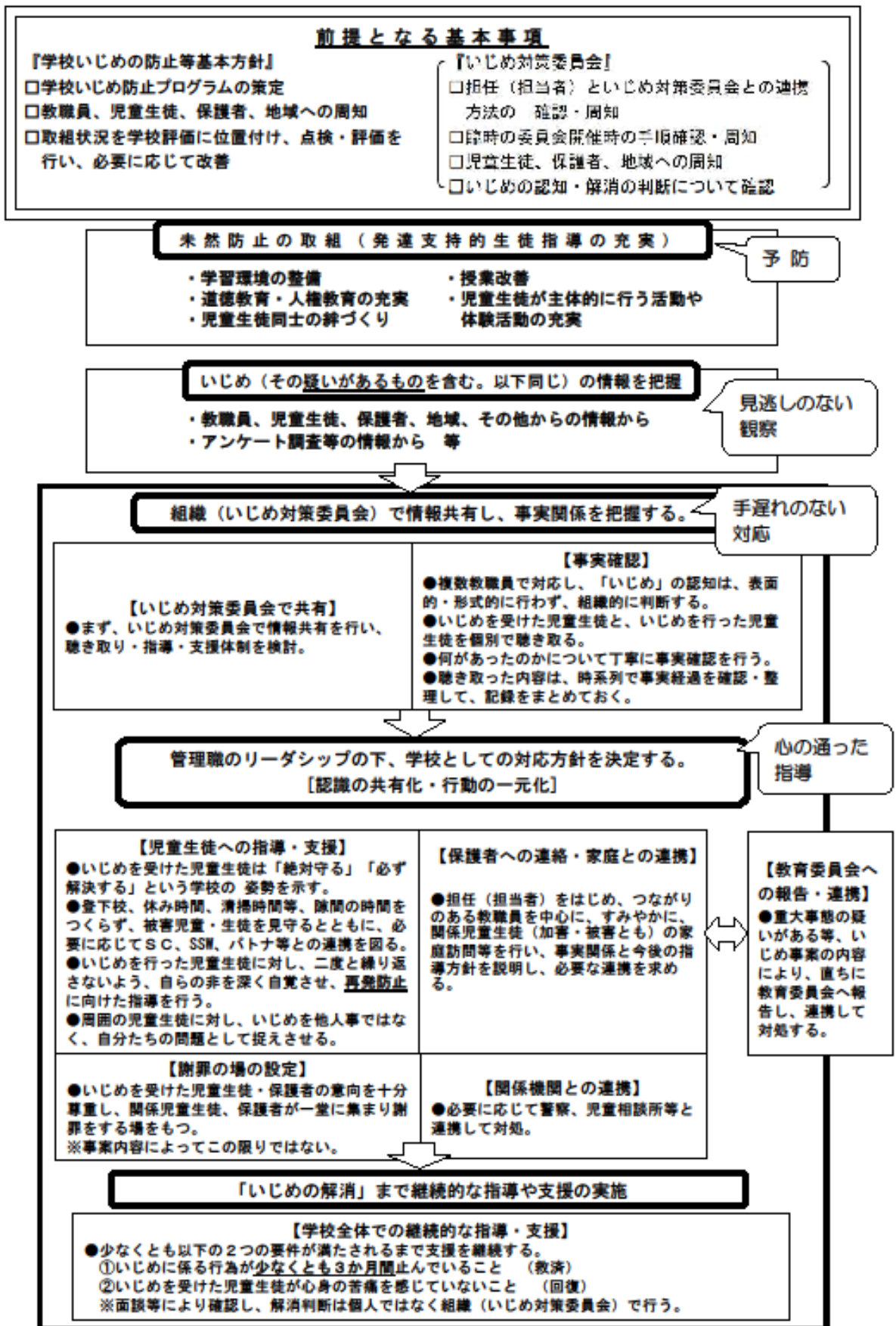
- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許されないものである。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の生徒観や指導のあり方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育のあり方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会等すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

②いじめやその疑いを把握した時の校内での情報共有及び対応

・初期段階のいじめや、解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し、(いじめの認知)、解決に向けた取組を行う。

・いじめに対する措置については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、いじめの事実の有無を確認、教育委員会への報告、再発防止、いじめを受けた生徒又は保護者への支援、いじめを行った生徒への指導又は保護者への助言、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるための必要な措置、保護者との情報共有、警察との連携などの適切な措置を講ずる。

《いじめ事案に対する組織的な対応の流れ》



③インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- ・校則の遵守を指導し、携帯端末の校内への持込と使用の禁止を学校・保護者が連携してすすめる。
- ・京都市教育委員会・京都府警本部と連携し、「非行防止教室」を実施する。インターネットや携帯電話の利用について、危険性はもちろんのこと問題行動全般に関する未然防止の啓発・指導に努める。
- ・個人情報の漏洩や他人への中傷・誹謗の書き込みについて実態把握を行い、問題掌握時には適切な指導を行う。
- ・日常の生徒同士の関わりの中に適宜介入し、生徒のソーシャルスキルの向上に努め、生徒一人一人の居場所づくりに努める。
- ・GIGA 端末を利用した ICT 教育の中で情報リテラシーを涵養する。
- ・PTA活動や地域生徒指導連絡協議会、関係諸団体の活動を通じて保護者や地域への啓発活動を行う。

④「いじめ解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・謝罪とその受入れをもっていじめが解消したと安易に判断するのではなく、解決したと思われた事案が再発したりすることのないよう、注意深く観察する必要がある。
- ・いじめが「解消している」状態とは、①いじめに係る行為が止んでいること、②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと、この2つの要件が満たされている必要がある。
- ・再発防止のためにも、教職員は相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた生徒・いじめを行った生徒の様子も含め状況を注視し、いじめ対策委員会でその状況を共有するようにする。
- ・いじめを行った生徒に対しては「行動」とその元になる「感情」に着目し、「感情」の理解をしつつも、とった「行動」の判断や選択が変容するように促す。これらを、自己判断力・指導力として定着するまで継続的に行い、後の同じ「感情」に対し、正しい「行動」を自分で選択しコントロールできるようにする。

(4) 教職員の資質能力向上の取組

①内容

- ・日常的に生徒の動向の情報交換を行い、教職員相互の観察視点の補完を行うとともに観察視点の多角化に努める。
- ・校内研修会でいじめ防止対策に関する研修を実施する。
(※国立教育政策研究所作成の「いじめに関する校内研修ツール」を活用)
- ・定期的に生徒観察の視点点検(チェックシートの実施)を行い教職員相互で補完する。
- ・生徒理解やケース会議での見立てのスキルアップのために、SC/SSWの専門的な見方を定期的に設け、学びと実践を積み重ねる。

②実施時期

研修会は年間2回程度、ケース会議は将来的な定期開催を見込んで実施。

4 保護者・地域・関係機関との連携

- ・「子どもを共に育む京都市民憲章」を保護者・地域に広く周知し、共に子育てを進める。
- ・機会を捉えいじめ防止対策推進法の趣旨を保護者・地域に広く周知し、いじめの解消が保護者の理解・協力なしに進まないことの理解を広く求める。具体的には、『いじめられていないか?』と同等、『他の子どもをいじめていないか?』の家庭・地域での声かけを生み出していけるようにする。
- ・学校評価アンケートを行い、いじめ防止対策推進法の趣旨や国立教育政策研究所の報告を踏まえた上で結果を分析し、成果と課題を周知するとともに課題解消のための対策を講じる。

5 重大事態への対処

- ・重大事態については、「いじめ防止対策推進法第 28 条」において、次の通り定義されている。
 - ① いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ② いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いが認められるとき。
- ・重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告するとともに、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には本校の下に組織を設け、質問紙の使用、その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者には調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

6 年間計画(予定)

・いじめの防止等、生徒の健全育成に向けた取組を下表並びに次頁からの計画に基づき実施する。
 但し、年度途中で計画の見直しを行う場合もある。

月	対策会議(いじめ対策委員会等)の開催や 教職員の資質能力向上(校内研修)の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認 知の取組	保護者等への発信 関係機関との連携
4	◇いじめ対策委員会① 「校内体制や組織的対応の共有」 「児童・保護者への広報について」 ◆職員会議 「学校いじめの防止等基本方針の共有」 ◆校内研修会① 「年間計画と役割の明確化」 「いじめ防止プログラム PDCA サイクルの確 認」 ◇臨時いじめ対策委員会 「情報の共有と組織的対応」	・始業式 ・入学式 ・学級開き ・新入生を迎える会 ・全校集会で生徒に説明 「いじめ対策委員の紹介」 ・学級目標決め ・学級役員選挙 ・認証式 ・部活ミーティング	・前年度の「いじめに 関する記名式アンケ ート」について確認と 共有	・学校説明会で 保護者啓発 ・学校運営協議 会① ・進路保護者説 明会 ・二者懇談週間
5	◇いじめ対策委員会② 「未然防止に向けた取組の確認」 ◆小中連絡会 ◆校内研修会② 「いじめに関して、気になる生徒の共有」 「学校評価項目の確認」 「記名式アンケートの実施に向けて」	・全校集会 ・憲法月間の講話		・PTA 総会 ・公開授業日
6	◇いじめ対策委員会③ 「教育相談の結果の共有と対策」 ◇臨時いじめ対策委員会 「情報の共有と組織的対応」	・全校集会 ・生徒大会 ・[3年]非行防止教室	・第1回「記名式アンケ ート」の実施 学年集約と共有① ・「教育相談」の実施 ①	
7	◇いじめ対策委員会④ 「社会性変容調査に向けて」 ◇臨時いじめ対策委員会 「情報の共有と組織的対応」 ◆生徒指導委員会 「夏季休業中の生活について」	・全校集会 ・学年集会 ・夏季休業を迎えるにあたって の心構え ・学習会	・「クラスマネジメントシ ート」の実施① (学年集約・共有)	・三者懇談会

8	<p>◇いじめ対策委員会⑤</p> <p>「いじめ防止プログラムの見直し① PDCA サイクル」</p> <p>「いじめに特化した夏季校内研修」に向けて</p> <p>◆校内夏季研修会③</p> <p>「4月～7月のいじめ事案の経過の共有」</p> <p>◆生徒指導委員会</p> <p>「夏休み明けの生徒の様子について」</p> <p>「不登校生徒への関わりについて」</p> <p>「自殺予防について」</p> <p>◆第3回小中合同研修会</p>	<p>・休み明け集会</p>	<p>・夏休み明けの生徒の様子を学年で共有</p> <p>・組織的対応の検討</p>	
9	<p>◇いじめ対策委員会⑥</p> <p>「学校評価の実施に向けて」</p> <p>「記名式アンケートの実施に向けて」</p>	<p>・全校集会</p> <p>・合唱コンクール・体育祭に向けての取組</p>		
10	<p>◇いじめ対策委員会⑦</p> <p>「学校評価の結果について① PDCA サイクル」</p> <p>「教育相談の結果の共有と対策」</p> <p>◇臨時いじめ対策委員会 ←</p> <p>「情報の共有と組織的対応」</p> <p>◆校内研修会④</p> <p>「いじめに特化した出前研修の実施」</p>	<p>・全校集会</p> <p>・合唱コンクール</p> <p>・体育祭</p> <p>・立会演説会</p> <p>・学級役員選挙</p>	<p>・第2回「記名式アンケート」の実施</p> <p>・学年集約と共有②</p> <p>・「教育相談」の実施②</p> <p>(3年進路相談)</p>	<p>・学校評価の実施</p> <p>・学校運営協議会②</p>
11	<p>◇いじめ対策委員会⑧</p> <p>「学校評価を受けて改善策を考える」</p> <p>「年間の取組の見直し①」</p> <p>◆職員会議・研修会</p> <p>「学校評価に基づく改善策について」</p> <p>「授業を伴う研修会の実施(生徒指導の三機能を生かす)」</p>	<p>・全校集会</p> <p>・認証式</p> <p>・小学校へのあいさつ運動</p> <p>・【2年】自転車安全教室</p> <p>・2年薬物乱用防止教室</p>		<p>・公開授業週間</p> <p>・進路保護者説明会</p> <p>・新入生保護者説明会</p> <p>・休日参観</p> <p>・道徳公開授業</p>
12	<p>◇いじめ対策委員会⑨</p> <p>「社会性変容調査に向けて」</p> <p>「いじめ防止プログラムの見直し② PDCA サイクル」</p> <p>「次年度の基本方針の見直しと作業について」</p> <p>◇臨時いじめ対策委員会</p> <p>「情報の共有と組織的対応」 ←</p>	<p>・全校集会・人権講和</p> <p>・人権学習</p> <p>・小中清掃活動</p> <p>・学年集会</p> <p>・冬季休業を迎えるにあたっての心構え</p>	<p>・「クラスマネジメントシート」の実施②</p> <p>(学年集約・共有)</p>	<p>・三者懇談会</p>
1	<p>◇いじめ対策委員会⑩</p> <p>「9月～12月のいじめ事案の経過の共有」</p> <p>◆年間反省①(部会ごと)</p> <p>「今年度の反省と来年度への課題の共有」</p>	<p>・休み明け集会</p> <p>・小学校体験授業</p> <p>・1年ケータイ教室</p>		<p>・家庭地域教育講座</p>

2	◇いじめ対策委員会① 「学校評価の結果について② PDCA サイクル」 「次年度の学校いじめ防止基本方針の確認」 ◆年間反省②(全体) 「今年度の反省と来年度への課題の共有」 ◆第4回小中合同研修会	・全校集会		・公開授業週間 ・学校評価の実施 ・修学旅行説明会
3	◇いじめ対策委員会② 「学校評価の結果について② PDCA サイクル」 「いじめ防止プログラムの見直し③ PDCA サイクル」 ◆小中連絡会 ◇臨時いじめ対策委員会 「情報の共有と組織的対応」 ← ◆職員会議 「年間を通してのいじめ事案の経過の共有」 「来年度のいじめ防止基本方針について」	・3年生を送る会 ・球技大会 ・卒業式 ・学級のまとめ ・学年集会 ・修了式	・「いじめに関する記名式アンケート」の保管 ・「クラスマネジメントシート」の実施③ (学年集約・共有)	・学校運営協議会③